

八甲田雪中行軍遭難事件の医学的研究

——「歩兵第五連隊雪中遭難ニ関スル衛生調査報告」に見られる凍死者と生存者——

松木 明知

弘前大学医学部麻酔科

受付：平成19年8月21日／受理：平成20年4月24日

要旨：約200名の将兵が凍死した八甲田雪中行軍遭難事件は陸軍史上最大の遭難事件であった。半年後に出版された「遭難始末」によっても事件の医学的情報は殆ど知られない。著者は第五連隊軍医による「歩兵第五連隊雪中行軍ニ関スル衛生調査報告」を再発掘した。これには生存者の青森衛戍病院に入院するまでの処置・治療、凍死体の扱い、行軍隊・捜索隊の衛生状況、遭難の原因が記されている。この史料には入院時、行軍隊長山口少佐の両手は冷却して硬く、圧痕を印することは出来なかったとある。このことは山口少佐がピストル自決することは出来なかったことを実証し、ピストル自決説は陸軍の偽装であることが強く示唆される。

キーワード：八甲田雪中行軍遭難事件、歩兵第五連隊雪中行軍ニ関スル衛生調査報告、遭難始末、山口少佐

1. はじめに

わが国は日清戦争を八個師団（近衛師団、一～六師団、臨時第七師団）体制で戦った。そして戦争終結後の三国干渉などの経緯から対ロシア戦を不可避と考え陸海軍の増強に努めた。これを承けて1898年（明治31）には第八師団から第十二師団まで一挙に増強することになった¹⁻³⁾。第八師団の司令部は弘前市に置かれることになり、翌1899年（明治32）陸達第35号によって「歩兵隊兵員徴集区指定表」⁴⁾が改正されて、第八師団の第四旅団では第五連隊の衛戍地は青森、徴集する連隊区は盛岡、第三十一連隊は衛戍地が弘前で、連隊区も弘前、第十六旅団の第十七連隊の衛戍地は秋田、連隊区も秋田、第三十二連隊は衛戍地、連隊区は共に山形となった。後述する第五連隊の雪中行軍遭難事件の遭難者に岩手県出身者が多かったのはこの理由による。

雪国に駐屯する各師団が来るべき対ロシア戦に

備えて耐寒訓練の一環として雪中行軍を行ったことはむしろ当然のことであった。第八師団もこの例に漏れず、師団の創設以来毎年雪中行軍を行っていた。このような状況の中で1902年（明治35）1月末日に発生したのが歩兵第五連隊の八甲田雪中行軍遭難事件であった⁵⁾。以下にこの遭難事件の概要を簡単に示す。

この雪中行軍の大綱は大隊長の山口少佐が決定したが、実施上の詳細は神成文吉大尉が作成した。本行軍に先立って神成大尉は1902年（明治35）1月18日に1中隊を編成して筒井村の屯営から9.6kmの「小峠」までの予備行軍を試みた。当日は天候にも恵まれ、約100kgの荷物を積んだその運搬も格別の支障はなかった。

予備行軍が順調に行われたので、第五連隊は1月23日に「田代新湯」までの一泊二日の雪中行軍を行うことに決定した。山口少佐の率いる第二大隊の将兵を中心に第一、第三大隊からも参加者が選抜され、4小隊と山口少佐の特別小隊の計5

小隊で編成した1中隊210名が行軍することになった。そりは予備も含めて15台準備された。

一行は1月23日朝6時55分青森市「筒井村」の屯営を出発した。気温はマイナス6度であったが、風雪は軽度であった。筒井村「幸畑」から行軍隊先頭のカンジキ隊が雪を踏み固め、その後をそり隊が通ったが、横内村「田茂木野」からは勾配がきつくなり、加えて深雪のためそりの運搬は甚だ困難であった。11時半頃一行は「小峠」に到着し昼食を摂ったが、この頃から風雪が激しくなり、気温は低下して携帯していた米飯はすでに半ば凍結した状態であったという。

昼食後、行軍は再開されたが、深雪と急勾配に加えて烈風、酷寒の悪条件によって行軍は愈々困難を極め、「田代」を眺望できる「馬立場」の高地に至ったのは午後4時過ぎであった。行軍の先頭は「馬立場」に到達したものの、そり運搬隊の最後尾は未だ2km後方の「按ノ木森」を行軍中であった。行軍本隊は藤本曹長以下15名を設営隊として「田代新湯」に向け派遣した。設営隊は深雪のため「田代新湯」への道を失い、結局高地を一周して本隊の最後尾に着いただけであった。山口少佐は改めて水野中尉らを「田代新湯」方面の偵察に出したが、中尉は進路が峻険で進行は不可能と復命した。さらに風雪が激しくなったので山口少佐は「田代新湯」に向かうことを断念し「平沢」で露営することにした。しかし風雪は益々強くなり、寒気も増して露営を続行することは困難と判断した山口少佐は将校、軍医と協議して1月24日午前5時の出発予定を繰り上げて午前2時半に帰営する命令を発した。

結果的にはこの命令が「死の彷徨」の始まりであった。神成文吉大尉、伊藤格明中尉を先頭に一行は「平沢」、「鳴沢」から「馬立場」への道を探したが深夜に加えて烈風、飛雪のため正しい帰路を見出すことは出来なかった。こうして24日の夜までに全体の四分の一の将兵を失った。一日中彷徨った挙句、彼らが24日に露営したのは前日の露营地「平沢」からわずか600mほど西方の「鳴沢」であった。

25日午前3時神成大尉が点呼したところ、将兵

の三分の一は倒れ、三分の一は凍傷で手足の自由を失い、残りの三分の一は比較的健全であったという。彼らはすでに方向感覚を失い、いたずらに山中を堂々巡りするだけであった。

第五連隊本部では行軍2日目の24日午後遅くになっても行軍隊が帰営しないことについて、風雪が強く「田代」にもう一泊して帰営するのであろうと安易に考えていた。24日に川和田少尉外40名の士卒を、そして25日に古閑中尉以下40名の士卒を「幸畑」に出迎えさせたが、行軍隊一行は帰って来なかった。

事態を深刻に考え始めた第五連隊の津川連隊長は26日に本格的な救援隊を派遣することに決め、三神定之助少尉、村上其一軍医と60名の下士卒に防寒衣服、食料、毛布、懐炉を持たせて午前5時40分「筒井村」の営舎を出発させた。24日以来新たに積もった雪は1.8~2.4mに達して救援隊の進行は意の如くならず、午後には西北の烈風と飛雪のため咫尺を弁ずることが出来ない程であった。三神少尉は案内人たちを叱咤激励して「大峠」に至ったが、風雪が吹き荒れて状況は愈々険悪になった。三神少尉は村上軍医と相談して、二次遭難を避けるため「田茂木野」に一旦引き返した。

1月27日午前6時、三神少尉らの救援隊は再び「田茂木野」を出発したが、午前11時頃「大滝平」で雪中に佇立する一兵士を発見した。連呼したが応答はなく近づいて見ると伍長の後藤房之助であった。村上其一軍医は直ちに応急処置を施し10分ほどで伍長は意識を回復し、その言により神成大尉が付近に倒れ、行軍隊の大部分は後方にいることが知られるに至った。救援隊は近辺を捜索して神成大尉、及川伍長の死体を発見したが、酷寒のため救援隊隊員の中にも手足の感覚を失い卒倒する兵卒も出るに至ったので、後藤伍長のみを搬送して「田茂木野」に引き返した。

津川連隊長は連隊単独で救援活動を行うことは極めて困難と考え、上京中の立見師団長、弘前の師団司令部、青森市などに連絡を取り救援を依頼した。このようにして師団を挙げての救援捜索活動が開始され、以後しばらくの間は1200~1500人の体制で救助捜索活動が行われたが、悪天候に

阻まれて捜索活動は思うように運ばなかった。最後の遺体が5月28日に発見されて遺体の捜索は終了した。

結局行軍に参加した210名の将兵の内193名は凍死体ないし凍死した後で発見された。生存して救助された者は17名で、このうち山口少佐を含む6名は青森衛戍病院に入院中死亡した。倉石一大尉、伊藤格明中尉、長谷川貞三特務曹長の3名は軽度の凍傷のみで四肢を失うことなく退院した。

第五連隊は遭難事件発生半年後の7月23日に捜索隊本部が設置された「田茂木野」で立見師団長を祭主とする盛大な弔魂祭を執り行った。この日第五連隊は遭難事件の顛末を記した「遭難始末」を発行して遭難事件を総括し、この事件は一応の終焉を告げた。

しかし陸軍の事件であるために太平洋戦争終結以前にこの事件について深く言及することは憚られて、その概要については第五連隊が事件発生半年後に編纂公刊した唯一の報告書「遭難始末」⁶⁾によって知られるだけであった。

1971年(昭和46)に新田次郎がこの遭難事件を題材にした小説「八甲田山死の彷徨」⁷⁾を発表したこともあって、この事件は多くの人々の関心を集めて、この遭難事件の論考など^{8,9)}も発表されたが、医学の見地からの研究は皆無であった。とくに行軍の隊長山口銀少佐の死因について新田の小説ではピストル自殺という伝聞が採用されたことと相俟って、権威ある日露戦争に関する軍事史の著書¹⁰⁾にまでこの俗説が真偽も確認されないまま掲載されるに至った。山口少佐は救助後青森衛戍病院に搬送され入院治療を受けたが、その入院治療記録は少佐と同じ場所から同時に救助された将兵の治療記録と共に失われて¹¹⁾少佐の死因についての信拠すべき史料は失われたとされた。

1977年(昭和52)に著者は日本麻酔科学史研究の史料渉猟中、1903年(明治36)の「陸軍軍医学会雑誌」に遭難被救助者の治療に関する歩兵第五連隊の論文¹²⁾を発掘したが、この論文には山口少佐はピストル自殺したのではなく、「心臓麻痺」によって突然死亡したと記されている。1979

年(昭和54)に著者¹³⁾はこの論文に加え、他の被救助者の入院診療記録¹¹⁾から彼らが蒙った凍傷の程度を述べ、それから山口少佐の凍傷の程度を類推して少佐がピストル自殺を行うことは不可能であったと推察し、さらに第五連隊が少佐のピストル自殺を偽装した可能性があることを初めて指摘した。

このように山口少佐の病状を記述した信拠すべき史料は皆無であったが、1992年(平成4)青森市で開業されていた村上正一博士宅から極めて貴重な医学史料が発見された。遭難者の救助に活躍した青森衛戍病院の軍医村上其一手になる記録であった。其一手は村上博士の伯父に当り、このことは史料の信頼性を高めるものである。歩兵第五連隊の野紙66枚に墨書された草稿は「明治三十五年凍傷患者治療報告」¹⁴⁾と題され、被救助者17人が受けた治療について述べた記録であった。

草稿は「各人ノ病歴」と「一般病歴」に分けて記述されている。「各人ノ病歴」では生存して救助された山口少佐を含む17名について入院順に「既往」、「入院時所見」、「経過」に分けて記され、「経過」では手術について麻酔法、麻酔薬なども含めて述べられている。この新発見の史料を用いて著者は本誌に「第八師団歩兵第五連隊の雪中行軍の医学的研究—新発見の史料による山口少佐の死因の再検討—」¹⁵⁾を発表した。それまで信拠すべき史料がないために類推するより他に方法がなかった山口少佐の症状、とくに上肢の凍傷の程度を明確にすることが出来た。これによると入院時の山口少佐の手足は「蒼白硬固」で著しく腫脹し、「指」は悉く「屈曲」した状態であった。そして山口少佐は入院翌日の2月2日午後8時30分に死亡した。この記述によって山口少佐のピストル自殺説は完全に否定されたと考えられる。

この「明治三十五年凍傷患者治療報告」¹⁴⁾には主として被救助者の治療が述べられているが、彼らが発見された時の状況、発見時行われた蘇生処置・応急処置、さらには発見時の症状など行軍出発時から入院時までの状況については詳細に言及されていなかった。著者は被救助者の入院に至るまでの状況を記した史料を探索していたが、最近

これに関する極めて重要な史料「歩兵第五聯隊雪中遭難ニ関スル衛生調査報告」(稿本、以下「衛生調査報告」と略す。なお稿本では「衛」を「衛」とするなど旧字体が用いられているが、本稿では総て新字体にする。)を発見した。「発見した」と記したが、正確に表現すれば「再発掘した」と表現した方が適切であろう。というのはこの史料は極めて少数の山岳図書収集家の間では知られており、現所蔵者上田茂春氏によってその著書¹⁶⁾に活字化覆刻されているからである。しかしその著書の発行部数は会員向けに僅か88部、そのほか約70部、合計しても150部ほどに過ぎず、医学史研究者はもちろんのこと、医学研究者、歴史研究者、軍事史研究者、地方史研究者などには全く知られていないといっても過言ではない。この史料は生存して救助された者の発見時の状況、入院するまでの経過、そして症状について記しているのみならず、遺体の状況など雪中行軍遭難事件の衛生面について詳細に述べたものであり、とりわけ山口少佐の発見時の症状が記述されて少佐の死因を特定する上で重要である。

この「衛生調査報告」が誰によって書かれたか不明であった。ところが著者が以前発掘した青森衛戍病院長後藤幾太郎の「歩兵第五聯隊雪中行軍ニ関スル衛生上ノ意見」¹⁷⁾と照合したところ、後藤の論文は上記史料「衛生調査報告」の第10章、第11章と同文であることが判明した。つまり青森衛戍病院長の後藤幾太郎が上記史料「衛生調査報告」の著者であると特定することが出来た。

第五連隊編の「遭難始末」やその他の史料によっては生存者が発見された時どのような応急処置を受けたか、哨所に一旦運ばれてからどのような手当てを受けたのかなど、発見から青森衛戍病院に入院するに至るまでの状況、さらには凍死して発見された者についてはその状況、その後の処理などは殆ど知られていなかった。今回再発掘された「衛生調査報告」はこのような問題にすべて答えていると考えられるので、以下に紹介して詳細な考察を加えたい。

2. 「歩兵第五聯隊雪中遭難ニ関スル衛生調査報告」(以下「衛生調査報告」)について

1964年(昭和39)山岳書収集家の小野俊之¹⁸⁾は稿本「雪中行軍遭難始末」について紹介した。この稿本は正式には「歩兵第五聯隊雪中遭難ニ関スル衛生調査報告」と題するものであったが、目次と内容の一部が紹介されているだけで、その書誌などの詳細については不明であった。その後この稿本は同じく山書収集家として名高い上田茂春氏の所有に帰した。上田氏はその重要性に注目し活字化覆刻してその著書¹⁹⁾に収載した。上田氏の解説にしたがって稿本の書誌²⁰⁾について述べる。

表紙は後で付けられたと思われるが、表紙の表題の文字は最初のもと考えられるという。本文は縦25センチメートル、横17センチメートル(半丁)の第五連隊の罫紙に墨書されている。罫線は朱色で半丁に11行記されている。全部で102丁である。巻末に折り込みの「歩兵第五聯隊第二大隊遭難前後ニ於ケル気象表」と「明治三十五年^甲二月一日至二月十五日青森及遭難地(第八哨所)ノ気温比較表」が付いている。筆跡から数人の手で書写された形跡が認められる。上田氏は「稿本の内容はごく一部『遭難始末』と重複するところが見られるが、大部分は未公開の貴重な生々しい調査報告である。稿本には第一章から第十二章までの目次が示されているが、第五章までは『遭難始末』と殆ど同じである。」とし、さらに「稿本は一部だけでなく複数が作成されて関係機関へ配布された可能性が高い。本冊は数奇な運命を辿った末に、最後に生き残った一冊なのであろうか。遭難事件から九十年目にして全文が公開されるのも、何かの縁であろう。」と結んでいるが、現存する稿本では第一章から第五章の部分は失われて存在しないので全文ではない。「遭難始末」の成立を考察する上でも重要なので以下に稿本冒頭の「目次」を示しておく。なお前述したように稿本の旧字体を新字体にした。

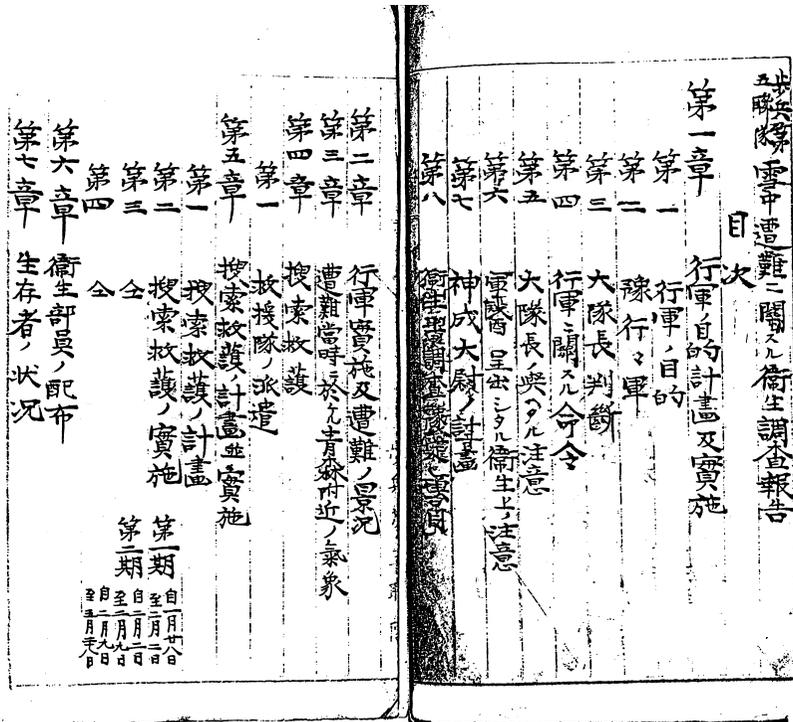


写真1

「衛生調査報告」の目次（上田茂春氏所蔵）

目次	第三章 全 第二期 自二月二日 至二月九日
	第四章 自二月九日 至五月二十八日
第一章 行軍ノ目的計画及実施	第六章 衛生部員ノ配布
第一 行軍ノ目的	第七章 生存者ノ状況
第二 子行々軍	第一 生存者ト死者トノ比較
第三 大隊長(ノ)判断	第二 生存者ノ避難日数及状況
第四 行軍ニ関スル命令	第三 生存者出営時着用被服員数
第五 大隊長ノ与ヘタル注意	第四 生存者平素ノ體質
第六 軍医呈出シタル衛生上ノ注意	第五 生存者避難時ノ食物
第七 神成大尉ノ計画	第六 生存者出発後入院ニ至ルノ状況
第八 衛生上ノ調査予定項目	第八章 屍体
第二章 行軍実施及遭難ノ景況	第一 屍状
第三章 遭難当時ニ於ケル青森付近ノ氣象	第二 被服ノ状況
第四章 搜索救護	第九章 搜索隊ノ衛生
第一 救援隊ノ派遣	第一 搜索隊ノ宿舍
第五章 搜索救護ノ計画並実施	一 哨舎ノ配置
第一 搜索救護ノ計画	二 哨舎ノ構造
第二 搜索救護ノ実施	三 哨舎ノ気容面積
第一期 自一月廿八日 至二月二日	四 哨舎ノ換気

五	哨舎ノ採暖
六	哨舎ノ照光
七	第四期後舎内ノ起居
八	炊事場
九	便所
第二	搜索隊ノ被服
一	兵衣
二	寝具
第三	搜索隊ノ飲食
一	糧食
二	給水
第四	各兵栄養ノ景況
第五	搜索隊患者ノ概況
第六	衛生材料
第十章	衛生上ノ実験
第一	被服
第二	糧食
第三	露営
第四	雪中行軍
第五	遭難時ノ全身変常
第十一章	遭難ニ関スル衛生上ノ観察
第十二章	雑事
第一	運搬具
第二	「アイヌ」ノ服装携帶品起居
目次	終

以上「目次」を示したが、第六～第十一章の項目は軍医でなければ記述出来ない事項ばかりで、この稿本が青森衛戍病院の後藤幾太郎院長を中心とする軍医たちによって執筆されたことは間違いないと推定される。

全体は十二章からなっているが、第一章は雪中行軍の目的と計画、第二章は行軍の実施と遭難の状況、第三章は事件前後における青森地方の気象について記述している。第四章は救援隊を組織し派遣するに至るまでの経緯を記し、第五章ではその実施状況に及んでいる。現在残された稿本の「衛生調査報告」は以上述べた第一章から第五章まで欠落している。その理由は知られていない。

目次では第八章「屍体」は「第一 屍状」,「第二 被服ノ状況」だけであるが、本文では上記以

外に「第三 携帶糧食ノ状況」と「第四 納棺時ノ景況」が記述されている。

総じて本稿の内容は次のように示すと判り易い。すなわち第一～三章は雪中行軍に出発してから遭難するまで状況と当時の気象、第四～五章は搜索隊の派遣と搜索の実施、第六章は軍医などの配置、第七・八章は生存者、凍死者の状況、第九章は搜索隊員の状況、第十・十一章は行軍隊の装備や行軍に対する軍事衛生上の批判である。中でも第七章の「生存者ノ状況」と第八章の「屍体」は従来の史料、例えば「遭難始末」⁶⁾では全く窺い知ることが出来ない事項であるので本稿ではこれらを中心に考察する。

「遭難始末」が遭難遺族に配布され、さらに一般の人たちにも販売された²¹⁾ことを考慮すると、上述した「屍状」など稿本の内容の一部は遺族たちの感情を害することが予期されたから分離して掲載されなかったのである。

3. 後藤幾太郎の「歩兵第五聯隊雪中行軍ニ関スル衛生上ノ意見」と「衛生調査報告」

青森衛戍病院の軍医たちは遭難者の搜索、生存救助者の応急処置と治療、発見収容された凍死体の検死に尽力した。軍医たちは死亡者の殆どの死因が凍死であったことから、この遭難事件を単に軍事訓練中の事故と考えずに軍事衛生上の大問題としても捉えて論文を発表した。その一つが後藤幾太郎の「歩兵第五聯隊雪中行軍ニ関スル衛生上ノ意見」である¹⁷⁾。本文の前に陸軍省医務局医事課の前文があり、この論文の由来を物語って重要と思われるので下に引用する。

吾邦ノ地形ト状勢トヲ顧ミルニ、平素寒時ノ軍隊衛生法ヲ研窮スルハ蓋シ甚タ緊要ナラン。歩兵第五聯隊附陸軍三等軍医正後藤幾太郎氏ハ、本年一月同聯隊雪中行軍遭難当時ノ事実ヲ調査シ、報告書ヲ小池医務局長ニ提出セラレタリ。書中、行軍計画ヨリ救護治療ノ経歴ニ至ルマテ網羅シ遺事所ナキモ、姑ク茲ニ其最も重要ナル氏カ衛生上ノ意見ヲ鈔録ス。後ノ事ニ雪中行軍ニ従フモノ、得ル所尠カラサルヘキヲ信ス

ルナリ。(句読点一松木)

つまりこの論文は後藤幾太郎が書いた「報告書」の一部であるという。論文は「衛生上の実験」と「遭難隊ニ関スル衛生上ノ観察」に大別され、それぞれ詳細に議論されている。以下に項目の最初の語句を列挙する。

○衛生上ノ実験

第一 被服

- 一 軍衣袴
- 二 絨製脚絆
- 三 各兵
- 四 防寒用毛布外套ノ衣囊
- 五 防寒用毛布外套ノ袖
- 六 防寒用毛布外套ノ襟
- 七 手套
- 八 現用短靴
- 九 襪
- 十 雪中行軍

第二 糧食

- 一 酒
- 二 携帯弁当
- 三 水筒
- 四 間食
- 五 炊爨
- 六 牛肉缶詰
- 七 雪中行軍時
- 八 携帯口糧タル糰

第三 露営

- 一 雪中ノ露営
- 二 雪中ハ雪光
- 三 雪中行軍時
- 四 雪中ノ露营地
- 五 燎火ノ燃焼

第四 雪中行軍

- 一 雪淡キ時期
- 二 烈風飛雪
- 三 歩行動作時
- 四 雪中行軍時

第五 遭難時ノ全身変状

- 一 全身凍冷ノ状況
- 二 睡眠ノ状況
- 三 飢渴ノ状況
- 四 視力ノ幻迷
- 五 意識ノ錯誤
- 六 分泌排泄機能ノ変状

○遭難隊ニ関スル衛生上ノ意見(「○」が脱落している一松木)

- 一 被服ノ防寒ニ欠点アリシカ
- 二 糧食ノ欠乏ニ因ルカ
- 三 露営ノ設備完カラサリシニ因ルカ

結論

附言

上記の目次を通覧すると、前述した「衛生調査報告」の第十章「衛生上ノ実験」と第十一章「遭難ニ関スル衛生上ノ観察」と章題は同じである。そこで「衛生調査報告」の第十章、第十一章の本文について項目を詳しく調べて見ると以下に示す如くであった。

第十章 衛生上ノ実験

第一 被服

- 一 軍衣袴
- 二 絨製脚絆
- 三 各兵
- 四 防寒用毛布外套ノ衣囊
- 五 防寒用毛布外套ノ袖
- 六 防寒用毛布外套ノ襟
- 七 手套
- 八 現用短靴
- 九 襪
- 十 雪中行軍

第二 糧食

- 一 酒
- 二 携帯弁当
- 三 水筒
- 四 間食
- 五 炊爨
- 六 牛肉缶
- 七 雪中行軍時

- 八 携帯口糧タル糲
- 第三 露営
 - 一 雪中ノ露営
 - 二 雪中ハ雪光
 - 三 雪中行軍時
 - 四 雪中ノ露营地
 - 五 燎火ノ燃燒
- 第四 雪中行軍
 - 一 雪淡キ時季
 - 二 烈風飛雪
 - 三 歩行動作時
 - 四 雪中行軍時
- 第五 遭難時ノ全身変状
 - 一 全身凍冷ノ状況
 - 二 睡眠ノ状況
 - 三 飢渴ノ状況
 - 四 視力ノ幻迷
 - 五 意識ノ錯誤
 - 六 分泌排泄機能ノ変状
- 第十一章 遭難隊ニ関スル衛生上ノ観察
 - (目次には「遭難」とあって「隊」を欠く)
 - 一 被服ノ防寒ニ欠点アリシカ
 - 二 糧食ノ欠乏ニ因セルカ
 - 三 露営ノ設備完カラサリシニ因セルカ
- 結論
 - 一 衛生法ヲ実行セシコト
 - 二 手ヲ外氣ニ暴露セシ時間ノ短カ、リシコト
 - 三 手足防寒具ノ品質良ナリシコト

この「衛生調査報告」の第十章「衛生上ノ実験」、第十一章「遭難隊ニ関スル衛生上ノ観察」の項目は後藤幾太郎の「歩兵第五聯隊雪中行軍ニ関スル衛生上ノ意見」の「衛生上ノ実験」と「遭難隊ニ関スル衛生上ノ観察」と同一であることが理解される。項目が同じであるばかりでなく、照合して見ると本文もほぼ同一であることが判明した。もっとも語句、例えば「衛生調査報告」の「牛肉缶」(第十章第二「糧食」の「六」)が後藤の論文では「牛肉缶詰」になっている程度の違いは認められる。

このことから次のようなことが言えるのではな

いかと思われる。後藤の論文にある医務局医事課の前文中の「報告書」は「衛生調査報告」であると特定出来る。つまり青森衛戍病院長後藤幾太郎は1902年(明治35)6月初旬頃までに陸軍省の小池医務局長に「衛生調査報告」を提出した。小池局長はその中で重要かつ差し障りのない第十章と第十一章のみを「陸軍軍医学会雑誌」に投稿させて、それが掲載されたということになる。

4. 「衛生調査報告」と「遭難始末」の関係

遭難事件発生半年後の1902年(明治35)7月に歩兵第五連隊は遭難事件の顛末を記録した「遭難始末」⁶⁾を編纂して公刊した。陸軍から発表された唯一の報告書として現在でも評価されている。遭難事件についての総ての研究書、論文が「遭難始末」に準拠しているのもこのためである。このように「遭難始末」の記述が正確であると信じられてきたが、「遭難始末」には種々改竄の手が加えられていることが著者の研究²²⁾によって最近明らかになされつつある。このことを考慮する時「遭難始末」成立の経緯を探ることもこの遭難事件を研究する上で極めて重要なことではないかと考えられる。

前述したように「衛生調査報告」の第一章から第五章までは失われて詳細は不明であるが、「目次」だけは残されているので、それによって内容の概要を知ることが出来る。「衛生調査報告」と「遭難始末」の目次(見出し)を並列して次頁に示す。

両者を比較して見ると各章、各節は殆ど同じで、その順序も同じである。ただし「衛生調査報告」第四章の章題「搜索救護」は「遭難始末」では「救援隊派遣」となり、「衛生調査報告」の第五章「搜索救護ノ計画並実施」は「第一」節から「第四」節までであるが、「遭難始末」の第五章は章題が「搜索救護計画並ニ実施」と変更され「第一」節から「第八」節までに細分化されている。「衛生調査報告」の第一章から第五章の本文は欠落して比較することは不可能であるので、比較のため「衛生調査報告」第六章「衛生部員ノ配布」冒頭部分を記す。

「衛生調査報告」 目次

第一章	行軍ノ目的計画及実施
第一	行軍ノ目的
第二	予行々軍
第三	大隊長ノ判断
第四	行軍ニ関スル命令
第五	大隊長ノ与ヘタル注意
第六	軍医ノ呈出シタル衛生上ノ注意
第七	神成大尉ノ計画
第八	衛生上ノ調査予定項目
第二章	行軍実施及遭難ノ景況
第三章	遭難当時ニ於ケル青森付近ノ気象
第四章	搜索救護
第一	救援隊ノ派遣
第五章	搜索救護ノ計画並実施
第一	搜索救護ノ計画
第二	搜索救護ノ実施
第一期	自一月廿八日 至二月二日
第三	全
第二期	自二月二日 至二月九日
第四	全
自二月九日	至五月二十八日

「遭難始末」 目次（見出し）

第一章	行軍ノ目的計画及実施
第一	行軍ノ目的
第二	予行々軍
第三	大隊長ノ判断
第四	行軍ニ関スル命令
第五	大隊長ノ与ヘタル注意
第六	軍医ノ呈出シタル衛生上ノ注意
第七	神成大尉ノ計画
第八	衛生上ノ調査予定項目
第二章	行軍実施及遭難ノ景況
第三章	遭難当時ニ於ケル青森付近ノ気象
第四章	救援隊派遣
第五章	搜索救護計画並ニ実施
第一	搜索救護ノ計画
第二	搜索救護ノ実施
第一期	自一月廿八日 至二月二日
第三	搜索救護
第二期	自二月二日 至二月九日
第四	搜索救護
第三期	乃二月九日 至二月十八日
第五	搜索救護
第4期	乃二月十八日 至三月七日
第六	搜索救護
第五期	乃三月七日 至四月廿三日
第七	搜索救護
第六期	乃四月廿三日 至五月十七日
第八	搜索救護実施
第七期並ニ結了	乃五月十七日 至五月廿八日

「衛生調査報告」

一月二十八日救援隊ノ報告ニヨリ聯隊ノ挙テ田茂木野前方ニ哨所ヲ造リ搜索ノ遂行ニ着手シ同時ニ衛生部ハ所要ノ哨所ニ患者收容所ヲ設置シ専ラ遭難行軍隊ノ生存者ヲ救護シ且ツ搜索隊員ノ衛生治療ニ従事シ又人夫患者ノ処置ニカメンカ為軍医以下ノ部署ヲ定ムルコト左ノ如シ

「遭難始末」においてこの部分に対応するのは第六章「特別業務」第五「衛生事項」の「一」である。以下に引用する。

「遭難始末」

一月二十八日衛生部ハ所要ノ哨所ニ患者收容所ヲ設置シ専ラ遭難行軍隊ノ生存者ヲ救護シ且ツ搜索隊員ノ衛生治療ニ従事シ又人夫患者ヲ所置スル事ニカメ軍医以下ノ部署ヲ定ムル事左ノ如シ

もう一ヶ所比較してみる。上の文章の後半は次のようになっている。

「衛生調査報告」

一月二十九日同三十一日二月二日同三日ニ亘リ弘前部隊ヨリ軍医五名看護長及看護手二月二日

山形衛戍病院ヨリ軍医一名来隊シテ専ラ遭難救護事務ニ従事シ二月一日歩兵第三十一聯隊ニ随
行シ軍医一名登山シ第八哨所ニ在テ救護事務ヲ
兼掌ス而テ後藤軍医正ハ業務ノ繁閑ヲ察シテ約
一週間毎ニ衛生部員ノ配当交代ヲナシ一月二十
九日弘前衛戍病院長前川二等軍医正来隊シテ救
護治療上ノ幫助ヲ与ヘタリ今左ニ該回遭難ニ際
シ救護業務ニ従事シタル軍医ノ氏名ヲ列挙スル
ニ左ノ如シ

この文章は「遭難始末」では次のようになっている。

「遭難始末」

一月二十九日同三十一日二月二日ノ三日ニ亘リ
弘前部隊ヨリ軍医五名看護長及看護手数名二月
二日山形衛戍病院ヨリ軍医一名来隊シテ専ラ遭
難救護事務ニ従事シタリ二月一日歩兵第三十一
聯隊ニ随行シ軍医一名登山シ第八哨所ニ在テ救
護事務ヲ兼掌ス而テ軍医正ハ日々業務ノ繁閑ヲ
察シテ約一週間毎ニ配当交代ヲナシタリ一月二十
九日弘前衛戍病院長前川二等軍医正来隊シテ
救護治療上ノ幫助ヲ与ヘタリ今左ニ這回遭難ニ
際シ救護業務ニ従事シタル衛生部員ノ氏名ヲ列
挙スルニ左ノ如シ

両者の内容は殆ど同じである。「衛生調査報告」
では冒頭の部分が「一月二十九日同三十一日二月
二日同三日ニ亘リ」となっているが、この文章に
続く表では衛生部員の来隊は一月二十九日、一月
三十一日、二月一日、二月二日の四日であり、「二
月二日同三日」は「二月一日同二日」の誤りであ
らう。一方「遭難始末」には「一月二十九日同三
十一日二月二日ノ三日ニ亘リ」とあり、「二月一
日」を見落としているので「三日ニ亘リ」と誤っ
ている。

「衛生調査報告」の「後藤軍医正」が「遭難始末」
では単に「軍医正」となっており、そのほか「該
回」が「這回」になっているなど若干の語句の異
同が認められる。

いずれにせよ両者の内容は同じであるが、「衛

生調査報告」の文章を殆どそのまま踏襲したか、
あるいは簡潔に直したのが「遭難始末」の文章で
はないかと思われ、逆に後者の文章を直して前者
の文章にしたとするのは少し無理であろう。比較
可能な他の個所でも上記の例と同じ傾向であっ
た。以上のことから次のように言うことが出来る
のではないかと思う。青森衛戍病院長後藤藤太郎
は雪中行軍遭難事件の衛生事項に関する詳細な報
告書「衛生調査報告」を1902年(明治35)6月
初旬までに書き上げて陸軍省の小池医務局長に提
出した。この中の第一章から第五章は分離されて
第五連隊の「遭難始末」編集者に渡されて利用さ
れた。「衛生調査報告」の第一～五章の欠落と「遭
難始末」との酷似はこのことを物語ると推察され
る。一方、「衛生調査報告」の第十章、第十一章
は「陸軍軍医学会雑誌」に独立して投稿され、残
りの部分は発表すれば陸軍にとって差し障りがあ
るので、そのまま太平洋戦争終結時まで陸軍に保
管されていた。すなわち「衛生調査報告」の第一～
第五章は「遭難始末」の編集者が用いた資料の一
つであると考えられる。これは「遭難始末」の成
立に関する新知見である。

5. 「衛生調査報告」に見られる生存者と凍死者について

第七章は「生存者ノ状況」である。第一節は「生
存者ト死者ノ比例」で全体の生存率は8.1%であ
るが、将校については25.0% (13分の3)、特務
曹長については25.0% (4分の1)、下士は7.8% (38
分の3)、兵卒は8.1% (156分の10)であった。

第二節は「生存者避難ノ日数状況」で最も早く
発見されたのは1月27日の後藤房之助で、行軍
開始から5日目、最も遅く発見救助された者は2
月2日の長谷川貞三、佐々木正教、阿部寿松、小
野寺佐平、村松文哉の5人であった。第五節の「生
存者避難時食物」は行軍出発時から救助までの食
物摂取の状況を叙している。第六節「生存者出発
後入院ニ至ルノ状況」には各人についての「発見
前ノ状況」、「発見時ノ状況」、「処置」、「入院時ノ
症状」が詳細に記されている。

彼らが発見救助された時、どのような蘇生措置

を受け、哨所に搬送された時どのような応急処置を受けたかは大変興味ある所であるが、最初の被救助者後藤房之助伍長の場合を例に述べて見たい。

発見前の状況。23日露営地に達し足踏みをして浅い窪みを造って露営の準備をした。行軍中手套を失ったため両手は冷却し、指尖が凍傷にかかったのを自覚した。24日には両手は感覚を失い、指を動かすことは不可能となった。25日雪中に眠ったため両足は全く凍死して運動も不能になり、藁沓の底に寸余の雪塊が付いて歩行も困難になった。26日眼を覚ますと周囲に誰もおらず、単身高地に登ると神成大尉、鈴木少尉、及川伍長に会った。ともに行進して夜は「大瀧平」の雪中に眠った。そして27日の朝、夢中に行進中発見救助された。

発見時の状況。「大瀧平」の雪中に下半身を埋没して停立していた。深く頭巾を被り、顔面のみを露出し、防寒外套を着ていたが凍結していた。手套をしておらず、足は藁沓を履いていたが、底には尺余の雪塊が附着していた。剣は持っていたが、小銃は持っていなかった。顔面は紅潮し、両眼とも瞳孔反応はあり、左右同大。口は緊閉して言語を発しなかった。両手は把握状をなして凍結し、平常の2倍ほどに膨大していた。手背は淡黄色を呈し諸所に粟粒大の暗紅黄色の溢血斑が見られた。胸部は温暖であった。側頭動脈は触知出来たが、橈骨動脈は触れなかった。

処置。先ず四囲の雪を踏み固めて毛布を巡らして急造の「遮風所」を作った。最初に雪で、次いで毛布で顔面と両手の摩擦を行った。顔面の血行は回復したものの、両手の血行は回復しなかった。氷結した衣服を除き、腕にカンフルエーテルを注射した。毛布で全身を包み、メントール武蘭1mlを口中に注いだ。懐炉6個を胸腹部において保温に努めた。藁沓は氷結しており、山刀を以って漸く除去した。このような処置を「数分時」続けると伍長は意識を回復し低声を発し、空腹を訴えた。

「麵包」一片を与えようとしたが、嚥下出来なかったため、咀嚼軟化したものを与えたところ嚥下した。意識も徐々に明瞭になったが、それにつれて全身の戦慄も著明になった。

毛布上に仰臥位として頭部と足部の毛布端を閉じて即製のソリとし幅約2メートルの道路を開きながら搬送したが、捜索隊本部のある「田茂木野」の民家に到着したのは午後5時頃で、発見してから6時間経過していた。

「田茂木野」に到着するや、直ちに全身の摩擦を行い、興奮剤（詳細不明）と温粥汁をあたえた。「襪」つまり足袋は氷結して皮膚と密着していたので、毛布と懐炉で徐々に暖めて解いた。下腿下三分の一は灰白色を呈して圧痕を印することは出来なかった。足背動脈も触知出来なかった。冷水で摩擦したが皮膚は剥離したものの出血は見られなかった。硼酸軟膏を塗って包帯した。約2時間睡眠をとった。翌28日全身を毛布で包み、胸腹上に懐炉をつけて青森衛戩病院に送った。

入院時の症状。意識は明瞭であるが、疲労は著明であった。顔面は紅潮し、しきりに口渴を訴えた。足関節以下は暗紫紅色に腫脹し、数個の水泡が認められた。指趾は帯藍灰色で硬く感覚はなかった。手指は「半拳状」をなして動かすことは出来なかった。前腕の中央部、下腿の中央部以下軽度の腫脹充血が見られた。手足の疼痛を訴えたが、体温、脈拍には異常がなかった。

次に入院時の被救助者上肢の症状について述べるが、まず各人の上肢の記述を抄出する。句読点は松木による。また本文にはないが、参考のため末尾の（ ）内に「生」、「死」を記しておく。

1. 後藤房之助

手ハ手腕関節、足は足関節已下暗紫紅色ニ腫脹シ、大小数個ノ水泡アリ。……手指ハ屈シテ半拳ヲナシ自動シ得ス。変色部ヨリ上方ニ上肢ハ前膊ノ中央部、下腿ノ中央部ニ亘リ軽度ノ腫脹充血ヲ呈シ、手足ニ疼痛アリ。（生）

2. 三浦武雄

手ハ拇指ヲ除キテ、全指腫脹褐赤色ヲ呈ス。殊ニ右ノ中環両指ニ然リ。（死）

3. 阿部卯吉

両手高度ニ腫脹シ、指尖蒼白ヲ呈シ。（生）

4. 山口 銀

上下肢甚シク凍傷シ、指趾蒼白硬固、手足強ク

腫脹シ、其腫脹肘ト膝ニ及フ。(死)

5. 倉石 一

両手健全ナリ。(生)

6. 伊藤格明

両手ニハ異常ナシ。(生)

7. 小原忠三郎

両手共紫紅色ニ著シク腫脹シ、手指ハ全ク蒼白色ヲ呈シ、硬固厥冷シ、腫脹ハ微ニ腕関節ヲ上方ニ越へ、……(生)

8. 高橋房治

両手足重キ凍傷ニ罹リ、腫脹甚シク硬固ニシテ知覚ナク、腫脹部ハ暗紫紅色ニシテ前膊下腿ニ及フ。(死)

9. 山本徳次郎

手ハ拇指ノ他皆暗赤色ヲ呈シ、爪床ハ暗紫紅色ヲナス、疼痛著シカラス。(生)

10. 及川平助

左右ノ手背著シク腫脹シテ暗紫赤色ヲ呈シ、手指悉ク硬固ニシテ知覚ナシ。(生)

11. 後藤惣助

両手ハ一般ニ腫脹シテ、拇指ノ他ハ皆暗紫赤色ヲ呈シ、厥冷知覚鈍麻し……(生)

12. 紺野市次郎

手モ亦著シク腫脹シ、右手ハ拇指ト小指、左手ハ拇指ヲ除キ、他ハ皆暗紫赤色ヲナス。(死)

13. 長谷川貞三

手足関節ニ苦痛ナク、歩行スルヲ得。(生)

14. 阿部寿松

左手ハ腕関節以下全ク黒色乃至帯灰黒色ヲ呈シ、硬固ニシテ分界線微ニ現ハレ、右手モ亦全様ノ状ヲナス。手背ハ其中央部ニ於テ分界線ヲ生セントスルノ状態ナリ。(生)

15. 佐々木正教

上肢ハ腕関節已下腫脹シ、全指既ニ黒変剥離シ、其尖端ニ脱離セル爪甲ヲ附着し、指骨上ニ懸垂ス。但シ此黒色ハ炭末ニ因シルモノナラン。(死)

16. 小野寺佐平

上肢ハ左右トモニ腕関節已下充血腫脹シ、拇指ハ其末節、他ノ四肢ハ全部黒変シ、……(死)

17. 村松文哉

手ハ左右トモ極度ニ腫脹シ、腕関節ノ上部四仙

米已下指根マテ暗紫赤色ヲナス、手指ハ屈シテ萎縮セル水泡膜ノ被ル。該膜ヲ剥離シテ下状ヲ検スルニ、鮮赤色ヲ呈シ、前膊ハ一般ニ腫脹アルモ充血ヲ認メス。掌面ハ蒼白色ヲ呈ス。(生)

倉石 一、伊藤格明、長谷川貞三の3名を除くいずれもが重症な凍傷を蒙っていることが理解出来る。阿部寿松は分界線が形成され始めていたので、彼らの中では最も早く2月7日に手術を受けている。他の者は分界線が形成されるに従って2月8日から11日にかけて手術が行われた。上記の内、倉石 一、伊藤格明、長谷川貞三の四肢は殆ど問題なく、手術的治療を受けずに退院した。山口銀、高橋房治、紺野市次郎の3名は手術を受けることなく死亡し、三浦武雄、小野寺佐平、佐々木正教の3名は四肢切断手術を受けたが、術後の状態が悪化して死亡した。山本徳次郎は山口少佐の傍におり、手で川の水を掬って飲ませた。そのため手を動かしたようで、手の凍傷が足のそれに比較して軽症であったのも運動によると思われる。

結局、救助されて青森衛成病院に入院して手術治療を受けたのは17名中11名で、このうち3名が術後死亡したことになる。

前述したように「衛生調査報告」は生存救助者が救助されてから青森衛成病院に入院するまでの状況を詳細に述べたものであるが、もちろん記述は彼らの全身と局所の症状にも言及している。そして「明治三十五年凍傷患者治療報告」は入院後行われた治療について述べたものであるから、両史料の記述は時系列的に「衛生調査報告」が先で「明治三十五年凍傷患者治療報告」がその後になる。両者の間に大きな断絶があってはならないはずである。このことについて最初に発見救助された後藤房之助の上肢の症状を例にとりて検証して見る。

「衛生調査報告」の「入院時ノ症状」

手ハ手腕関節、足ハ足関節已下暗紫赤色ニ腫脹シ、大小数個ノ水泡アリ。……手指ハ屈シテ半拳ヲナス自動シ得ス。変色部ヨリ上方ニ上肢ハ前膊ノ中央部、下腿ノ中央部ニ亘リ軽度ノ腫脹

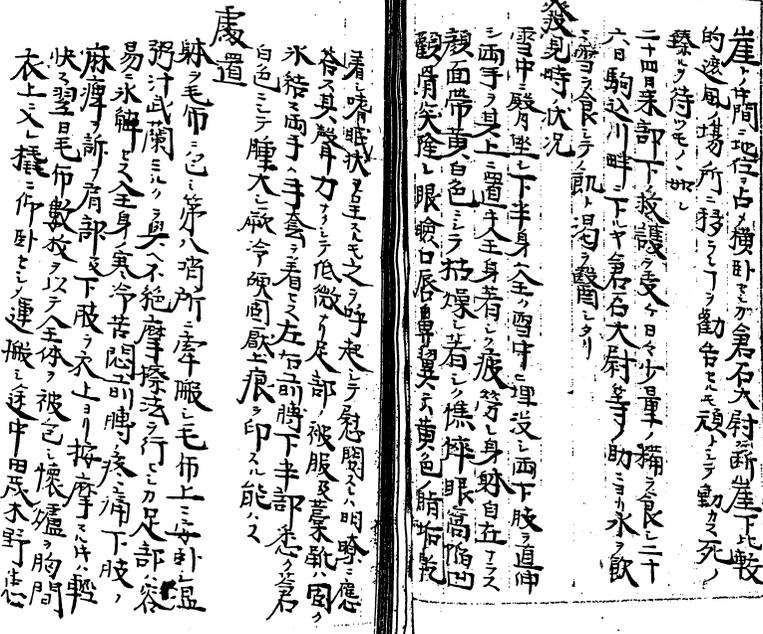


写真2

山口少佐の「発見時ノ状況」の部

充血ヲ呈シ、手足ニ疼痛アリ。(句読点—松木)

「明治三十五年凍傷患者治療報告」の「入院時
所見」

手ハ手腕関節、足ハ足関節以下暗紅色ニ腫脹
シ、兩手足背ニ大小数個ノ水泡アリ。内ニ淡紅
色又ハ暗赤色ノ漿液ヲ有ス。各指趾ハ帶藍灰色
ニシテ硬固無感覺ナリ。指ハ屈シテ半拳ヲナ
シ、自動シ得ス。上肢ハ前膊ノ中央部、下肢ハ
下腿ノ中央部ニ至ルマテ腫脹暗紫色ヲ呈ス。
(句読点—松木)

これまで公表された史料によっては、山口少佐
が発見救助されてから青森衛戍病院に入院するま
での詳しい状況とその症状については殆ど不詳で
あった。以下に「衛生調査報告」の記述をそのま
ま転載する。読み易くするため句読点を付けた。

発見前ノ状況

二十三日 露营地ニ着スルヤ、樹側ノ雪ヲ掘

リ、蓆ヲ以テ遮風シ、炭火ヲ焚キテ暖ヲ取ル。
二十五日 人事不省トナリ、軍医以下ノ救護ニ
ヨリテ蘇生ス。部下ハ救護ノ為メ生木ヲ以テ
火ヲ焚カントセシカ、目的ヲ達セス。終ニ死
者ノ背囊内ノ木箱ヲ焚キ、僅ニ暖ヲ与ヘタ
リ。手套ハ已ニ凍リテ、両手モ亦凍傷ニ罹レ
リ。

二十六日 露营地ニ於テ再ヒ人事不省トナリ、
部下ノ尽力ニヨリテ数時間ノ後醒覚ス。

二十七日 倉石大尉等ト駒込川ノ沿岸ニ下リ、
川岸ト断崖ノ中間ニ地位ヲ占メ横臥セシガ、
倉石大尉ハ断崖下比較的遮風ノ場所ニ移ラン
コトヲ勧告セルモ、頑トシテ動カス。死ノ臻
ルヲ待ツモノ、如シ。二十四日来、部下ノ救
護ヲ受ケ、日々少量ノ糲ヲ食シ、二十六日駒
込川畔ニ下ルヤ、倉石大尉等ノ助ニヨリ水ヲ
飲ミ、雪ヲ食シテ飢ト渴ヲ医シタリ。

発見時ノ状況

雪中ニ臀座シ、下半身ハ全ク雪中ニ埋没シ、
両下肢ヲ直伸シ、両手ヲ其上ニ置キ、全身著

シク疲労シ、身軀自在ナラス。顔面帯黄白色ニシテ枯燥シ、著シク憔悴。眼窩陥凹、顴骨突隆シ、眼瞼、口唇、鼻翼ニハ黄色ノ脂垢乾着シ、嗜眠状ヲ呈スルモ、之ヲ呼起シテ慰問スレハ、明瞭ニ応答ス。其声力ナクシテ低微ナリ。足部ノ被服及藁靴ハ固ク氷結ス。両手ハ手套ヲ着セス。左右前膊下半部悉ク蒼白色ニシテ腫大シ、厥冷硬固圧痕ヲ印スル能ハス。

処置

躰ヲ毛布ニ包ミ、第八哨所ニ索搬シ、毛布上ニ安臥シ、温粥汁、武蘭ミルクヲ与へ、不絶摩擦法ヲ行ヒシカ、足部ハ容易ニ氷解セス。全身ノ寒冷、苦悶、前膊ノ疼痛、下肢ノ麻痺ヲ訴フ。肩部及下肢ヲ衣上ヨリ按摩スルトキハ軽快ス。翌日、毛布数枚ヲ以テ全体ヲ被包シ、懐炉ヲ胸間衣上ニ入レ、橯ニ仰臥セシメ運搬シ、途中田茂木野患者収容所本部ニ於テ、武蘭ミルクヲ与ヘテ、午後三時頃、青森衛戍病院ニ送院ス。

入院時ノ症状

身神甚タシク疲労シ眠ヲ貪ルモ、神識ハ尚明瞭ニシテ応答正確。上下肢甚シク凍傷シ、指趾蒼白硬固、手足強ク腫脹シ、其腫脹肘ト膝ニ及フ。躰温三十七度。脉搏九十四、細弱。

「明治三十五年凍傷患者治療報告」の「山口少佐」の記述中、上記「入院時ノ症状」に対応する条は次のように記されており、両史料の記載内容は一致していることが理解されるであろう。

「明治三十五年凍傷患者治療報告」

(入院時所見) 身神疲労シテ眠ヲ貪ル。然レ共、神識尚明瞭ニシテ、問ヘハ正シク答フ。上下肢甚シク凍傷シ、指趾蒼白硬固。手足甚シク腫脹シ、延テ肘膝ニ及ヒ、躰温三十七度、脉搏九十四、細弱。(句読点一松木)

他の15人の被救助者についても記述は同様であり、「衛生調査報告」と「明治三十五年凍傷患者治療報告」は補完し合って余りあるといえよう。

「衛生調査報告」において凍死者について記述し

ているのは第八章の「屍体」である。四節に分けて記されている。第一節は「屍状」である。一般に凍死体の全身は凍結して強直状をなして水泡は見られず、凍結の度はとくに四肢において著明であった。顔面は凍互膨大して赤褐色を呈する者が最も多く、次いで帯黄白色の者が多かった。

手の凍傷のため釦の掛け締めが出来なかったために「袴内ニ放尿脱糞スルモノ頗ル多シ」とある。四肢の関節は凍結のため全く屈伸は不可能であった。手指はいずれも軽度に屈曲した状態であった。手背は膨大して暗褐色、または淡黄色を呈していたが、これは右手で著明であった。

遺体発見時の「体位」について「仰臥位」が131体、「伏臥位」が18体、「右側臥位」が17体、「左側臥位」が12体、「不明」は15体であった。「上肢」に関しては「肘関節軀幹ニ接シテ屈曲セルモノ」は146体、「上肢ヲ頭上ニ挙上セルモノ」は7体、「両上肢伸展セルモノ」は40体であった。「下肢」については「両肢伸展ノモノ」は149体、「両肢屈曲セルモノ」は19体、「一肢屈曲セルモノ」は25体であった。

第二節は被服について述べ、「衣」の上に「防寒用毛布外套ノミ着セルモノ」は35体、「衣」に「絨外套ノミ着セルモノ」は9体、「衣」に「防寒用毛布外套」と「絨外套」を「着セルモノ」は146体、裸体の者は3体であった。

第三節は携帯糧食について記されており、背囊に牛肉缶詰、道明寺糰、一合のもち米飯、紅漬け大根が残されていた。手の凍凝のため取り出すことが出来なかったと思われ、また取り出したとしてもこれらは凍結して実際に食することは不可能であったと考えられる。

第四節は納棺時の状況について記述してある。死体が発見されると、先ず軍医は死状、被服、携帯品、食糧を調査し、4~6名の兵士でそりまたは担架で捜索隊本部のある田茂木野の「田茂木野死体収容所」に搬送した。そこでは28個の鉄製寝台を造り、台下に炭火を置いて着衣のまま四肢の関節が動くようになるまで凍死体をゆっくり暖めた。4~5時間を要したという。

6. おわりに

1902年(明治35)1月の八甲田雪中行軍遭難事件に関しては、第五連隊が編纂した「遭難始末」が唯一の公式報告書としてしられているが、生存被救助者、凍死者についての軍事衛生的、医学的情報は殆ど知られていなかった。著者は青森衛戍病院の軍医らが書いた「衛生調査報告」を再発見して、生存被救助者が発見されてから入院するまでどのような処置、治療を受けたか、そして彼らの全身症状や局所症状を明らかにすることが出来た。また凍死体が発見収容されてから、どのように処理されたのかも明らかになった。

これらの情報と以前明らかにされた知見を総合すると、行軍隊長山口少佐が遭難事件の責任を取ってピストル自決したという可能性は全く否定され、陸軍がその死因を偽装したことが強く示唆される。

摺筆するに際して「歩兵第五聯隊雪中遭難ニ関スル衛生調査報告」の紹介と写真の掲載を御快諾戴いた上田茂春氏に対して改めて深謝の意を表する。

参考文献

- 藤原 晃『軍事史』(日本現代史大系), 東洋経済新報社, 1961, 92~93頁.
- 井口和起編『日清・日露戦争』(近代日本の軌跡3), 吉川弘文館, 1994, 75頁.
- 加藤陽子『戦争の日本近現代史一征韓論から太平洋戦争まで一』(講談社現代新書), 講談社, 2002, 154頁.
- 渡辺哲也『明治後期の北東北地方における陸軍歩兵連隊と徴集区の関係の変遷について』花巻市博物館研究紀要1号, 2005, 23~50頁.
- 歴史学研究会編『日本史年表』(第四版), 岩波書店, 2001, 257頁. ただし「199人凍死」と誤っている。「凍死」した者は193人, 「死亡」した者は199人である.
- 第五聯隊編『遭難始末』第五聯隊, 1902. 「遭難始末」の編集者は「衛生調査報告」の外に1902年(明治35)3月に編集された「歩兵第五聯隊第二大隊雪中行軍遭難顛末書」をも参考にして「遭難始末」を編纂したと思われるが, この問題は本稿の主旨と懸け離れるので, ここでは議論しない.
- 新田次郎『八甲田山死の彷徨』新潮社, 1971.
- 小笠原孤酒『吹雪の惨劇』(第一部, 第二部), 私家版, 1970, 1979.
- 看倉弥八『実録でつづる八甲田山雪中行軍』(第1回~最終回), グラフ青森, 1977(6月)~1978(6月), 3巻3号44~47頁, 3巻4号44~47頁, 3巻5号45~48頁, 3巻6号44~47頁, 4巻1号44~47頁, 4巻2号45~47頁, 4巻3号44~47頁.
- 大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』, 岩波書店, 1976, 174~175頁.
- 陸上自衛隊三宿駐屯地の陸上自衛隊衛生学校の「彰古館」には, 昭和初期頃までに書写された「明治三十五年歩兵第五聯隊雪中行軍遭難者病床日誌」が残されている. これは後藤房之助, 三浦武雄など9名の入院治療記録であるが, どうした訳か山口少佐や少佐と同じ場所から救助された将兵など8名分の記録は欠如している. 著者は入院記録が憲兵隊によって処分されたと考えている. 上記日誌は松木明知編著の「八甲田雪中行軍の医学的研究」(岩波ブックサービスセンター 2001)に写真版にして記載した(255~315頁).
- 青森衛戍病院『明治三十五年凍傷患者治療景況』陸軍軍医学会雑誌, 136号, 1903, 485~497頁.
- 松木明知『第八師団歩兵第五連隊の雪中行軍の医学的研究』(一, 二), 日本医史学雑誌25巻, 1979, 470~481頁, 26巻, 1980, 44~54頁.
- 松木明知編著『八甲田雪中行軍の医学的研究』岩波ブックサービスセンター, 2001, 169~236頁に写真版として記載.
- 松木明知『第八師団歩兵第五連隊の雪中行軍の医学的研究一新発見の史料による山口少佐の死因の再検討一』日本医史学雑誌39巻, 1993, 291~312頁.
- 上田茂春『山書遺選』(限定88+70部), 山書88倶楽部, 1993.
- 後藤幾太郎『歩兵第五聯隊雪中行軍ニ関スル衛生上ノ意見』陸軍軍医学会雑誌133号, 1902, 1037~1049頁.
- 小野俊之 稿本『雪中行軍遭難始末』山書研究2, 1964, 35~50頁.
- 文献16, 151~260頁.
- 文献16, 263頁.
- 上田茂春『「遭難始末」頒布の一資料』山書月報, 447号, 2000, 13~15頁.
- 松木明知『第五連隊編「遭難始末」の虚構一八甲田雪中行軍遭難事件研究の新しい展開一』青森県医師会報525号, 2007, 229~232頁.

A Medical Study on the Winter March Accident at Mount Hakkoda

Akitomo MATSUKI, M.D.

Hirosaki University School of Medicine, Department of Anesthesiology

About two hundred soldiers of the Fifth Regiment of the Eighth Military Division were frozen to death during the winter march at Mount Hakkoda at the end of January 1902. The disaster was the largest in the history of the Japanese army. The Fifth Regiment published a report to describe the details of the accident, but no medical information of the accident was made available by it. The author rediscovered an investigative report written by army surgeons titled “Investigative Report on the Winter March of The Fifth Regiment” This report describes the physical status of seventeen survivors, their medical cure and care, treatment of the bodies of soldiers frozen to death, hygienic aspects of marching soldiers, and rescue parties. According to this report both hands of Major Yamaguchi were severely frostbitten, such that he was unable to fire a pistol. The Fifth Regiment strongly persuaded the family of Major Yamaguchi that he committed suicide by using a gun; however, this must have been presumed a camouflage by the army, when we consider the physical status of his both hands as described above.

Key words: Winter march accident, Investigative report, The Fifth Regiment of the Eighth Military Division, Major Yamaguchi